

## 報 告

### ●平成17年度漁村再生交付金事業坂尻地区防波堤改良工事請負契約変更の報告について

町長の専決事項の指定(平成13年決議第8号)第1号の規定により、工事請負契約変更を下記のとおり専決したことについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第2項の規定により報告されました。

契約変更金額 3,040,000円の増  
(変更後の契約金額 95,650,000円)

## 条例の制定

●次の5つの条例が制定・改正されました。

### ・美浜町ディサービスセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

美浜町ディサービスセンターの管理を指定管理者に行わせるため、条例の一部が改正されました。

### ・美浜町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例

地方自治法第234条の3及び地方自治法施行令第167条の17の規定に基づき、長期継続契約を締結することができる契約を定める条例が制定されました。

### ・美浜町企業誘致条例

企業誘致の促進を図るため、本町に工場等を立地する事業者に対して必要な奨励措置を行うため、条例が制定されました。

### ・美浜町ゆうあいひろばの設置及び管理に関する条例

生活改善センター等を廃止するため、美浜町生活改善センター等の設置及び管理に関する条例を廃止し、併せて同条例中の美浜町ゆうあいひろばについて、設置及び管理に関する条例が制定されました。

### ・美浜町議会委員会条例の一部を改正する条例

議員定数の減少に伴い、常任委員会の数、名称及び委員定数が議員発議により下記のとおり改正されました。

	新	旧
議員定数	16人	18人
常任委員会	2委員会 (定数) ・総務文教常任委員会(8人) ・産業厚生常任委員会(8人)	3委員会 (定数) ・総務常任委員会 (6人) ・産業建設常任委員会(6人) ・厚生常任委員会 (6人)

## 第四次美浜町総合振興計画 基本構想の策定

●平成18年度から平成27年度までのまちづくりの指針となる「第四次美浜町総合振興計画」の基本構想策定について議決されました。

## 規約の変更等

- ・福井県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合規約の変更等について
- ・福井県市町村非常勤職員公務災害補償組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合規約の変更について
- ・福井県自治会館組合を組織する地方公共団体の数の減少について
- ・福井県市町村交通災害共済組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合規約の変更等について
- ・嶺南広域行政組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合規約の変更について
- ・公立小浜病院組合規約の変更について

以上は、市町村合併に伴い、各規約を変更することについて、関係地方公共団体と協議されることになりました。

## 介護保険システム備品購入契約

契約の目的	介護保険システム備品購入
契約の方法	指名競争入札による
契約金額	12,547,500円
契約の相手方	福井システムズ株式会社

## 平成17年度漁村再生交付金事業 丹生地区親水突堤工事請負契約

契約の目的	平成17年度漁村再生交付金事業 丹生地区親水突堤工事
契約の方法	指名競争入札による
契約金額	82,425,000円
契約の相手方	株式会社 武田組

## 意見書

- 次の意見書提出要請が採択されました。
- ・拉致被害者及び特定失踪者に関し真相究明を求める意見書

## 美浜町議会議員選挙

●投票日 3月5日(日)

●告示日 2月28日(火)

選挙すべき人員 16人

選挙を行うべき事由 任期満了による  
(3月14日満了)

## 立候補予定者説明会

日時：2月7日(火)

午後1時30分～

会場：町役場 3階正庁

※お問い合わせ先 美浜町選挙管理委員会〈町総務課内〉(担当・島田) ☎32-6700

# 平成17年分の所得税の確定申告は2月16日から3月15日までに

**「確定申告」自分で書いてお早めに!**

税務署では「納税者の方が自ら正しい申告と納税を行う」という申告納税制度の趣旨から、確定申告書等をご自分で正しく作成していただく「自書申告」を推進しています。

そのため、申告書作成会場においても「確定申告の手引」を見て、ご自分で確定申告書等を作成していただくような相談・指導を行っています。

ご自分で申告書を作成された方は、送付による早期提出をお勧めします。

なお、申告書は汚したりホッチキスでこめたりしないようご注意ください。

## 所得税の確定申告の期間

2月16日(木)～3月15日(水)

## 確定申告をしなければならぬ人

・事業をしている方、不動産収入のある方、土地や建物を買った方などで所得合計額が所得控除額の合計額を超える方

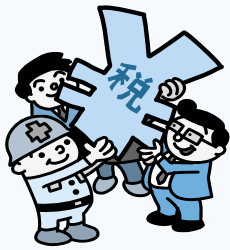
・サラリーマンで、給与の年収が2,000万円を超える方や、給与所得や退職所得以外の所得が20万円を超える方 など

## 申告相談について

### 必要なもの

- ・印鑑、筆記用具、計算機
- ・平成17年中の収入や必要経費を明らかにする書類
- ・公的年金、給与等の源泉徴収票(原本)
- ・社会保険料(国民年金保険料)控除証明書
- ・生命保険料、個人年金保険料、損害保険料の支払証明書(給与所得者で年末調整時に勤務先へ提出されている場合は不要)
- ・医療費控除を受ける方(医療費の支払額から保険金などで補てんされる金額を差し引いた額が10万円以上(所得の5%が10万円以下の方はその金額))は、医療費控除の明細書(税務署又は役場にあり)及び領収書
- ・その他所得控除を受けるための書類

※今回の申告から国民年金保険料を社会保険料控除として適用を受ける場合は、社会保険庁より送付される社会保険料(国民年金保険料)控除証明書が必ず要します。



## 会場及び日程

ご自分で申告書を作成することが困難な方は、期間中次の申告相談をご利用ください。

### ●敦賀税務署の申告書作成会場

会場 敦賀税務署  
 (敦賀駅前合同庁舎)  
 日時 1月26日(木)～3月15日(水)  
 (消費税・地方消費税は 3月31日(金)まで)

### ●税理士による無料相談

(所得税・消費税・譲渡所得・贈与税)  
 会場 あいあいプラザ  
 (敦賀市東洋町4-1)  
 日時 2月23日(木)～25日(土)  
 午前9時～正午  
 午後1時～午後4時

### ●公的年金受給者の申告説明会

会場 はあひびあ  
 日時 2月23日(金)  
 午前9時30分～午前11時30分  
 会場 あいあいプラザ  
 (敦賀市東洋町4-1)  
 日時 2月26日(月)・2月7日(火)  
 午前9時30分～午前11時30分  
 午後1時30分～午後3時30分

### ●住宅借入金等特別控除申告説明会

会場 あいあいプラザ  
 日時 2月8日(水) 午前・午後  
 2月9日(木) 午前・午後  
 2月10日(金) 午前のみ  
 午前の部 9時30分～11時30分  
 午後の部 1時30分～3時30分

### ●美浜町の申告相談

会場 町役場  
 日時 2月16日(木)～3月15日(水)  
 午前9時～午前11時30分  
 午後1時～午後4時

なお、当日の混み具合によって、受付終了時間を早めることがあります。  
 ※「JAみはま」との共同申告相談です。  
 譲渡所得及び山林所得がある方は、税務署で申告を行ってください。また、営業・事業所得のある方は、必ず収支内訳書をご自分で作成してご持参ください。

会場 美浜町商工会  
 日時 2月16日(木)～3月15日(水)  
 午前9時～正午  
 午後1時～午後4時  
 ※農業所得及び譲渡所得以外の所得について受付します(有料)。  
 ただし、人数に限りがあります。

### ●税理士による青色申告決算講習会

会場 美浜町商工会 3階会議室  
 日時 2月23日(金)  
 午後1時30分～午後3時30分

郵送等で申告をされる方は  
次の書類が必要です

- ・申告書に添付する必要書類（収支内訳書、源泉徴収票（原本）、生命保険料や損害保険料等の支払証明書など）
- ・その他所得控除を受けるために必要な書類（医療費控除の明細書及び領収書、寄付金等の支払証明書など）

### 所得税の還付申告

確定申告の必要のない方でも、次のような場合は、確定申告をすると源泉徴収された所得税が還付される場合があります。

- ・災害や盗難などにより住宅や家財に損害を受けた方
- ・病气やけがなどで多額の医療費を支払った方
- ・住宅をローンで取得された方
- ・年の途中で退職し、再就職をしていない方 など

### 申告書の送付先 お問い合わせ

敦賀税務署 個人課税1部門  
☎22-92607  
〒914-8540  
敦賀市鉄輪町1-7-3

## ～町税務課からのお知らせ～

平成18年度の  
住民税(町県民税)の各集落での  
申告受付は2月22日から始まります

該当する方は期間中に必ず  
申告を行ってください

受付日	集落名	会場	受付時間
2月	22日(水)	栄	栄会館 9:00~11:30
		大藪	生活改善センター 13:30~16:00
	23日(木)	南市	文化会館 9:00~11:30
		気山	コミュニティーセンター 13:30~16:00
	24日(金)	小倉	小倉会館 9:00~11:30
		矢筈	集会所 13:30~14:30
		久保	久保会館 15:30~16:30
	27日(月)	麻生	開発センター 9:00~11:30
		野口	農事集会所 13:30~16:00
	28日(火)	小三ヶ	安江集会所 9:00~11:30
上野		生活改善センター 9:00~11:30	
佐野		生活改善センター 13:30~16:00	
3月	1日(水)	宮代	生活改善センター 9:00~11:30
		郷市	郷市児童館 13:30~16:00
	2日(木)	金山	生活改善センター 9:00~11:30
		久々子	生活改善センター 13:30~16:00
	3日(金)	中寺	区民会館 9:00~11:30
		松原	担い手センター 13:30~16:00
	6日(月)	木野	担い手センター 9:00~11:30
		河原市	研修センター 13:30~16:00
	7日(火)	和田	ふる里交流センター 9:00~11:30
		新庄	山村開発センター 13:30~16:00
	8日(水)	佐柿	国吉会館 9:00~11:30
		興道寺	農業研修センター 13:30~16:00
	9日(木)	早瀬	生活改善センター 9:00~11:30
		山上	農村婦人の家 13:30~16:00
	10日(金)	北田	集落センター 9:00~11:30
		太田	生活改善センター 13:30~16:00
	13日(月)	丹生	公民館 9:00~11:30
		佐田	佐田公民館 13:30~16:30
	けやき台		
	14日(火)	日向	漁村センター 9:00~11:30
菅浜		農業構造改善センター 13:30~16:00	
15日(水)	竹波	公民館 9:00~11:30	
	雲谷	生活改善センター 9:00~11:30	
	坂尻	多目的センター 13:30~14:30	
	笹田	生活改善センター 13:30~14:30	

※この会場では確定申告の受付はできません。確定申告をされる方は、税務署や確定申告相談会場をご利用ください。

### 申告書の送付先・お問い合わせ

町税務課 ☎32-6702

住民税の申告期間

2月16日(木)～3月15日(水)

申告しなければ  
ならない人

本年1月1日現在、町内に居住し次に該当する方

- ・平成17年中に所得のあった方
- ・所得が給与や公的年金だけで、その支払者から支払報告書が提出されている方や、所得税の確定申告をされた方は申告の必要はありません。
- ・所得がなくとも町役場から申告書の用紙が送付された方
- ・(国民健康保険加入者等)

申告に必要なもの

- ・印鑑
- ・平成17年中の収入や必要経費を明らかにする書類
- ・社会保険料(国民年金保険料)控除証明書
- ・生命保険料、個人年金保険料、損害保険料の支払証明書
- ・医療費控除をうける方(医療費の支払額から保険金などで補てんされる額を差し引いた額が10万円以上(所得の5%が10万円以下の方はその金額)は、医療費控除の明細書及び領収書



# くらしの 情報 BOX

町役場 ☎32-1111

## お知らせ

### 佐竹良三郎奨学育英資金

佐竹良三郎奨学育英資金（奨学金）は、平成14年9月に（故）佐竹良三郎氏のご厚志により創設され、大学生に学資を貸し出すものです。

奨学金を希望される方は、申し込み条件、返還方法等をお問い合わせの上、お申し込みください。

#### ●出願資格

町内に住所を有している方の子弟で、大学（短大・大学院を除く）に在籍しているか、または入学見込みの方のうち、特に優れた資質を有しながら、経済的理由により著しく修学困難な方

#### ●貸付金額

月額40,000円以内（無利子）

#### ●募集人員

7名まで（採用については町教育委員会で選考します）

#### ●貸付期間

採用された年の4月から卒業するまでの標準修業年限

#### ●出願期限

平成18年5月10日（水）までに申請書等を町教育委員会事務局に提出してください。

※お問い合わせ先

町教育委員会事務局（担当・山下）

☎32-6709

### 県産業別最低賃金

県の産業別最低賃金（時間額）

は、県内の繊維製造業、機械器具製造業、電気機械器具製造業、各種商品小売業の4業種に設定されており、この程、すべての最低賃金が改正され昨年12月24日から適用されています。

#### ●繊維製造業

697円

#### ●機械器具製造業

748円

#### ●電気機械器具製造業

706円

#### ●各種商品小売業

715円

#### ●その他

産業別最低賃金が適用除外になる業種の方は、県最低賃金（時間額 645円・平成17年10月1日より適用）の適用を受けます。

※お問い合わせ先

敦賀労働基準監督署

☎22-0745

『自然かがやき 人いきいき

まちがにぎわう 美し美浜』をめぐって

## 美浜町まちづくりフォーラム

日時 1月28日（土）  
13:00～15:30

内容 13:00～ 開会  
13:20～ 「第四次美浜町総合振興計画」概要説明  
14:00～ 基調講演「まちづくりの難しさと楽しさ  
－住民と行政とのパートナーシップ－」

会場 美浜町中央公民館 ホール



【講師】名古屋大学名誉教授・  
日本福祉大学知多半島総合研究所所長 堀内 守氏

※お問い合わせ先 町企画課（担当・西野）☎32-6701

## 美浜町男女共同参画フォーラム

日時 2月18日（土）  
13:00～15:30

内容 13:00～ 開会  
13:15～ 推進集落実践発表（佐柿区）  
13:50～ 啓発講演

会場 美浜町保健福祉センター  
「はあとぴあ」はあとホール



「女の士俵、男の士俵  
～広げよう女と男のいい関係～」  
〈講師〉宝井 琴桜氏（講師）

※お問い合わせ先 町企画課（担当・田辺）☎32-6701

## アスベスト含有家庭用品の 廃棄方法

家庭で使われている家庭用品のうち、180社608製品にアスベスト（石綿）が含まれていることが経済産業省の実施した調査で分かりました。（平成17年11月10日現在）

これらの製品のうち、通常の使用においてアスベストが飛散する可能性があるものは、2製品でいずれも火鉢とともに販売されていた灰に含まれるのですが、これらの製品は昭和41年までに販売を終了しています。

製造元では、このほかの製品については、**通常の使用ではアスベストが飛散することはない**としています。そのため、アスベストが含まれている家庭用品を一般廃棄物として廃棄する場合には、アスベストを飛散させないよう製品を分解せず、他のごみと分け、袋に「アスベスト」と表示して出してください。

なお、ご使用の家庭用品がアスベストを含んでいるかどうかは、製品を製造したメーカー、製品番号、製造年から判断するしかありませんので、製造元に直接確認するか、経済産業省のホームページで確認してください。

### ●アスベスト（石綿）とは…

天然にできた鉱物繊維で、目に見えないくらい細い繊維のため、気づかないうちに吸い込んでしまう可能性があります。

## 年金 ニュース

### 社会保険料（国民年金保険料） 控除証明書の送付のお知らせ

平成17年分の所得から、生命保険会社等が発行する控除証明書と同様に、国民年金保険料の控除証明書または、領収書を確定申告等の際に添付することが義務付けられました。

#### ●今回の証明書送付対象者

送付対象者にはすでに昨年11月上旬に発送しましたが、11月発送の対象者とならなかった方で、平成17年において、10月1日から12月31日までに国民年金保険料を納付された方

#### ●発送日

2月上旬に発送します。（ただし、一部の方については若干遅くなる場合があります）

#### ●注意点

世帯主の方は、家族（世帯員）の国民年金保険料を連帯して納付する義務があります。（夫婦もお互い

の保険料を連帯して納付する義務があります）

このため、ご家族や配偶者の保険料を支払った場合、支払った本人が社会保険料控除として計上できません。

#### ※お問い合わせ先

控除証明書の内容に対するお問い合わせや、控除証明書が届かない場合、紛失してしまい再発行が必要な場合などは左記の専用ダイヤルへご連絡ください。

#### ●控除証明書専用ダイヤル

☎0570-000-0911

（平日9時～17時・土日祝日を除く）  
なお、電話機の設定、PHSなどの電話機によってはつながらない場合があります。その場合は社会保険事務所へおかけ直してください。

☎23-3666

肺に入ると長い潜伏期間を経て、肺がん、悪性中皮種などの病気を引き起こす恐れがあります。

### ●経済産業省ホームページアドレス

<http://www.met.go.jp/>

### ●アスベストを含んだ製品の一例

トースター、オーブンレンジ、コンロ、こたつ、ポット、アイロン、掃除機、ストープ、

ドライヤー、ファンヒーター、金庫 等

（製品によってはアスベストが使われていないものもあります）

#### ※お問い合わせ先

町住民生活課（担当：片山）

☎32-6703

エコクル美方

☎45-2300

レイクヒルズ美方病院便り

## レイクの丘

### インフルエンザについて

いよいよ冬將軍の到来です。最近、鳥型インフルエンザや新型インフルエンザが話題になっていますが、まずはこの冬流行すると思われる既存のインフルエンザを予防することが大切です。

日常生活における予防のための注意点は、①十分な栄養と休養をとる。②人ごみに行かないようにする。③外出時マスクをする。④外出後必ず手洗いとうがいをする。⑤室内が乾燥しないよう加湿する。などです。

また、予防の基本は流行する前に予防接種を受けることです。ワクチンの効果が出るまでには約2週間かかり、約5か月（ほぼ1シーズン）効果が持続します。特に高齢者や呼吸器疾患・心臓病・糖尿病の方やこつした方と接する機会が多い方（同居やお世話をしている方）も予防接種を受けることが望ましいです。

インフルエンザの場合、のどの痛み、鼻汁のほか38℃以上の発熱、頭痛、関節痛、筋肉痛などの全身症状が強く見られます。もしわずらってしまっただと思ったら、単なる風邪だと軽く考えずに、早めに医療機関で受診することが大切です。

（副院長 東博司）

#### ※お問い合わせ先

レイクヒルズ美方病院 総務課

☎45-11131